農推第3483号 令和7年2月26日

関係各位

大阪府環境農林水産部農政室長

# 病害虫発生予察情報について

標記について下記のとおり発表したので送付します。

# 病害虫発生予察 特殊報 第1号

病害虫名 : Cucurbit aphid-borne yellows virus: CABYV

- 1 発生作物 きゅうり
- 2 発生地域 泉州地域
- 3 発見の経緯
  - (1) 令和 6 年 11 月、泉州地域のきゅうり施設栽培ほ場において、葉に退縁及び黄化症状を示す株が認められた (図  $1 \sim 3$ )。
  - (2) CABYV によるウイルス病が疑われたため、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 において RT-PCR 法による検定を行ったところ、CABYV を検出した。そこで、農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼したところ、RT-PCR 法およびその増幅産物の塩基配列解析から、令和7年2月10日に CABYV の感染が確認された。
  - (3) 府内では本ウイルスによる病害が確認されたのは今回が初めてである。

### 4 病原ウイルスの特徴

- (1) 本ウイルスは、1988 年にフランスにおいて、メロンやきゅうり等で初めて発生が確認され、それ 以降、海外 40 か国以上で主にウリ科野菜に被害を及ぼしている。国内では、令和6年に京都府の きゅうりで初めて報告され、その後、滋賀県できゅうり及びメロン、福島県できゅうりでの発生が 報告されており、今回の本府での報告は国内4例目となる。
- (2) 病徴(被害)

葉全体もしくは一部に黄化症状を示す(図 $1\sim3$ )。さらに症状が進むと、株全体の葉が黄化する。新葉や脇芽等の若い葉には症状が見られないか、時間が経ってから黄化が生じる。

- (3) 伝染方法
  - ・本ウイルスは、国内での媒介虫は不明である。海外ではワタアブラムシやモモアカアブラムシ等のアブラムシ類により媒介されると報告されており、滋賀県でワタアブラムシによるメロンでの再現 試験が実施されている。なお、汁液伝染、種子伝染および土壌伝染は確認されていない。
  - ・媒介虫は、罹病植物を吸汁することで本ウイルスを保毒し、一度ウイルスを獲得すると永続伝搬 (長期間あるいは生きている限り媒介できる) するが、経卵伝染はしないとされている。
  - ・感染すると落花が多くなり、1 株当たりの果実数が減少することで、メロンでは 40%、きゅうりでは 51%減収した事例が海外で報告されている(Lecoq et al., 1992)。

#### 5 防除方法

- (1) 本病に適用のある農薬はないため、ウイルスを媒介すると考えられているアブラムシ類の防除を 徹底する。
  - ・苗からアブラムシ類を持ち込まないよう注意する。
  - ・施設栽培では、育苗圃および本圃の施設開口部に目合い 0.8mm 以下の防虫ネットを張り、施設内へのアブラムシ類の侵入を防ぐ。

- ・施設内およびほ場周辺の雑草はアブラムシ類の発生源となるので、除草を徹底する。
- ・定植時等に粒剤やかん注剤を施用し、アブラムシ類の発生を予防する。
- ・アブラムシ類の発生が確認された場合は薬剤防除を実施する。
- ・アブラムシ類の薬剤感受性の低下を防ぐため、同一グループの薬剤の連用を避ける。
- ・施設栽培では、アブラムシ類を周辺に分散させないため、栽培終了後にすべての株を地際から切断または抜根し、施設を密閉してアブラムシ類を死滅させる。
- (2)発病株は直ちに抜き取り、ポリ袋等に密閉してほ場外に持ち出して処分するか、土中深くに埋め込む等適切に処分する。

# 6 参考文献

- (1) Lecog et al. (1992) Plant Pathology 41: 749-761.
- (2) 令和6年 発生予察特殊報第1号(京都府)
- (3) 令和6年度 病害虫発生予察特殊報第2号(滋賀県)
- (4) 令和6年度 病害虫発生予察情報特殊報第3号(福島県)
- ◎防除薬剤については、下記を確認してください。
  - Web 版大阪府農作物病害虫防除指針(きゅうり> アブラムシ類のページ等参照) (https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/boujo\_shishin.html)
  - ●農林水産消費安全技術センター農薬登録情報提供システム (http://www.acis.famic.go.jp/index\_kensaku.htm)





図3 発病株全体



図2 全体が黄化した葉